

委 託 契 約 書 (案)

岡山県（以下「甲」という。）と落札業者（以下「乙」という。）とは、土木部データボックス（仮称）構築業務（以下「委託業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙は、別紙の土木部データボックス（仮称）構築業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるもののほか、この契約書に定めるところにより委託業務を受託し、履行するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲は、乙に対し、委託業務の実施に要する経費（以下「委託料」という。）として金（落札金額）円（うち消費税額及び地方消費税の額（落札金額消費税）円）を支払うものとする。

2 乙は、第8条の検査に合格した後に、本業務に係る支払請求書を提出することができる。

3 甲は、前項に規定する適正な支払請求書を受領した日から30日以内に、乙に対して当該請求額を支払うものとする。

（権利及び義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、甲の承認を得た場合を除くほか、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、委託業務の実施について、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、これを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（主任担当者の選任）

第6条 乙は、この契約の締結後直ちに、委託業務を管理し、及び調整する主任担当者を選任し、その氏名及び連絡先を明記した作業実施計画書を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の主任担当者の氏名又は連絡先に変更を生じたときは、速やかに甲に連絡し、同項に準じた措置をとるものとする。

（委託業務についての注意義務等）

第7条 乙は、委託の実施に際しては、甲の施設、装置、備品その他甲の保有する財産について、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に当たり、常に事故又は災害の防止に努め、事故又は災害が発生したときは、直ちに臨機の措置をとるとともに、甲に通知して、その指示に従い適切な措置をとらなければならない。

（委託業務の完了報告）

第8条 乙は、当該年度の委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を甲に提出し、甲の検査を受けるものとする。

（遅延利息）

第9条 甲の責めに帰すべき理由により甲が第3条第3項に規定する期間内に委託料を支払わないときは、その期間満了の日の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、未払額につき年2.5パーセントの割合を乗じて得た金額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てるものとする。

（履行の遅延）

第10条 乙は、委託業務の実施が仕様書に規定するスケジュール又は期限内に完了しないと認められる場合は、速やかにその理由及び委託業務の完了予定日等を書面で甲に申し出るものとする。

2 乙は、委託業務の実施が仕様書に規定するスケジュール又は期限内に完了しなかったときは、

遅延日数に応じ、1日につき当該年度の委託料の1000分の2に相当する金額を遅延料として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、委託業務の実施に当たり、故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(処理状況報告)

第12条 甲は、必要があるときは、委託業務の実施の状況について乙に報告を求めることができる。

(契約の変更)

第13条 甲は、この契約の締結後の事情により必要が生じたときは、委託業務の内容の一部を変更することができる。この場合において、委託料の額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(危険負担)

第14条 甲乙双方の責めに帰することができない事由によって委託業務を履行することができなくなったときは、甲は、乙への支払いを拒むことができる。

2 甲の責めに帰すべき事由によって委託業務を履行することができなくなったときは、甲は、乙への支払を拒むことができない。この場合において、乙は、委託業務を履行することを免れたことによって、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(契約不適合責任等)

第15条 甲は、納入された目的物が種類、品質若しくは数量に関してこの契約の内容に適合しないものである場合は、乙に対し、目的物の修補、代替物の納入又は不足分の納入等による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した内容と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項本文に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて同項に規定する履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に当該履行の追完がないときは、甲は、同項に規定する契約の不適合の程度に応じて契約金額の減額を乙に請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を乙に請求することができる。

(1) 第1項の規定による履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が第1項の規定による履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により特定の期限又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ、この契約の目的を達成することができない場合において、第1項の規定による履行の追完がなくその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、甲が前項の規定により催告をしても第1項の規定による履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項の規定による契約の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、乙に対し、前2項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

5 第1項から前項までの規定は、損害賠償の請求及び契約の解除権の行使を妨げるものではない。

(契約の解除)

第16条 乙がこの契約による債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めて乙に催告をし、その期間内に当該債務の履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。
- (4) 契約の性質又は甲若しくは乙の意思表示により、契約期限までに委託業務を履行しなければこの契約の目的を達成することができない場合において、乙が委託業務を履行することなく契約期限を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。
- (1) 甲が行う検査に際し、乙若しくはその代理人等が甲の職員の職務執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為を行ったと認められたとき。
- (2) 乙が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ロ 役員が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。
- ハ 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- 4 前3項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合は、乙は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。
- 5 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。
- 第17条 甲は、この契約による債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除することができない。
- 第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 甲の責めに帰すべき事由により、委託業務を履行することができないと認められたとき。
- (2) その他甲がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- （秘密の保持及び情報資産の取扱い、個人情報の保護等）
- 第19条 乙又は乙の従業員は、この契約に基づく事務処理上知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。委託期間が満了し、又は契約を解除された後においても、同様とする。
- 2 乙は従業員に対して、委託業務に従事する期間中及び従事しないこととなった以降においても、甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならないことその他甲の業務上の秘密の保護に関し必要な事項を周知し、これを遵守させるための措置を講じなければならない。
- 3 乙又は乙の従業員は、甲の情報資産（文書、電磁的データ等をいう。以下同じ。）を取り扱う際には、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 情報資産を適切に取り扱うとともに、情報資産の保管、返還及び廃棄に際しては甲の指示に従うこと。
- (2) 情報資産は、甲の書面による許可なく、作業場所から持ち出してはならない。
- (3) 情報資産は、目的外に使用し、複製し及び第三者へ提供してはならない。また、委託業務

の範囲外の情報資産、情報システム及びネットワークへアクセスしてはならない。ただし、甲の許可を受けて実施する場合は、この限りでない。

4 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記第2個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(サービスレベル合意書)

第20条 サービスの内容、提供範囲、品質、運営ルール等を明確化するため、別紙1の土木部データボックス(仮称)構築業務仕様書(以下「仕様書」という。)及び別紙2の乙の令和6年5月〇日付け土木部データボックス(仮称)構築業務提案書に基づき、サービスの提供内容等に関する細目を定め、別途土木部データボックス(仮称)構築業務に関するサービスレベル合意書(以下「SLA」という。)を締結する。

(契約保証金)

第21条 乙が甲に納付すべき契約保証金は、岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

(契約費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(その他)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義の生じた事項については、甲乙協議して解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年6月 日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡 山 県
岡山県知事 伊原木 隆太

乙 落札者住所
落札者法人名
落札者代表者名